毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示
○鳥獣保護区の存続期間を更新する件二件　四五二
○特定猟具使用禁止区域を指定する件　四五三
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件　四五四
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件　四五五
○土地改良区の定款の変更を認可した件　四五五
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件二件　四五五
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件　四五六

告示

福島県告示第六百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和八年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　名称及び区域

名称	区域
博士山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（大沼郡会津美里町）

二　存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

三　当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1　鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2　鳥獣保護区の指定目的

博士山鳥獣保護区は、会津美里町南部に位置し、柳津町及び昭和村に隣接する地域である。標高九百メートル以上の比較的緩傾斜の土地には、チシマザサ、ブナの群落が分布し、標高九百メートル以下には、ブナ、ミズナラ、コチナラ、スギが分布する。大型、中型獣類としてニホンカモシカ、ツキノワグマ、キツネ、テンが生息、鳥類としてはクマタカ、チゴハヤブサ、キジバト、ヤマドリが生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保育を図る。

3　管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和八年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　名称及び区域

名称	区域
夜の森鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
大熊鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町）

二　存続期間

令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで

三　当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1　夜の森鳥獣保護区

㈠　鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

夜の森鳥獣保護区は、富岡町夜の森地区の市街地に位置し、区域内には、マツ、イロハモミジ、サクラ、イチョウ、ツツジが生育している。鳥類ではコガモ、ウグイス、ツバメ、セキレイ、ヒヨドリ、ヒガラ、カラス、シジュウカラ、獣類ではリス、ネズミが生息しており、市街地にありながら多様な鳥獣の生息環境となっている。このため、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保護するとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察、保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区として指定する。

㈢　管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐（ひつ）な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2　大熊鳥獣保護区

㈠　鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

㈡　鳥獣保護区の指定目的

大熊鳥獣保護区は、福島県双葉郡大熊町の中心部より北東部に位置し、大野駅と国道六号線に挟まれた小高い丘上に残された樹林帯である。区域内には、マツを中心にツバキ、アジサイ、ユリ、サザンカが生育し、鳥類ではスズメ、カラス、メジロ、コガラ、キジ、獣類ではイノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンリスの生息が確認されている。また、かつては旧大熊中学校、中央台生活環境保全林、旧大熊町総合スポーツセンター等が設置され、自然とのふれあいや学習・憩いの場として利用されていた。現在は帰還困難区域であるが、これらの鳥獣及びその生息環境を保全するとともに、将来的には自然とのふれあいや環境教育・学習の場として活用を図るため、鳥獣保護区として指定する。

㈢　管理方針

必要に応じて巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、将来的には自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用も考慮する。

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百六十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二　名称及び区域

名称	区域
摺上川ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（福島市）
信夫温泉特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（福島市）
地蔵原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（福島市）
岳温泉・スカイピア特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（二本松市）
安達太良特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（二本松市）
大槻公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
守山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
谷田川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
西川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（須賀川市）
中谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（石川郡石川町）

後川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（石川郡平田村）
一箕特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市）
高久工業団地特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市）
湯川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市）
門田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市・大沼郡会津美里町）
溜川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市）
喜多方特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（喜多方市）
押立特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町）
湯ノ花特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
塩沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡只見町）
大熊中央台特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町）
坂下ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町・双葉郡富岡町）
西久保特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬郡新地町）
いわきニュータウン特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
深山口川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）

三　存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年十月三十日から令和九年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

ライブリータウン岡部　福島県福島市岡部字前田三番一ほか

二　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1　大規模小売店舗を設置する者

名称　株式会社いちい

代表者の氏名　代表取締役　伊藤　信弘

住所　福島県福島市さくら一丁目二番地の一

2

名称　株式会社ハシドラッグ

代表者の氏名　代表取締役　橋浦　希一

住所　福島県福島市笹谷字片目清水三十番地の四

大規模小売店舗において小売業を行う者

名称　株式会社いちい

代表者の氏名　代表取締役　伊藤　信弘

住所　福島県福島市さくら一丁目二番地の一

名称　株式会社ハシドラッグ

代表者の氏名　代表取締役　橋浦　希一

三　住所　福島県福島市笹谷字片目清水三十番地の四
大規模小売店舗の新設をする日
令和九年六月十六日
四　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千五百八十五平方メートル
五　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1　駐車場の位置及び収容台数
(一)　位置　別紙図面のとおり
(二)　収容台数　九十八台
2　駐輪場の位置及び収容台数
(一)　位置　別紙図面のとおり
(二)　収容台数　六十台
3　荷さばき施設の位置及び面積
(一)　位置　別紙図面のとおり
(二)　面積　百五十四平方メートル
4　廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一)　位置　別紙図面のとおり
(二)　容量　三十立方メートル
六　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一)　株式会社いちい
開店時刻　午前七時
閉店時刻　午後九時三十分
(二)　株式会社ハシドラッグ
開店時刻　午前七時
閉店時刻　午後九時
2　来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十時まで
3　駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一)　数　二箇所
(二)　位置　別紙図面のとおり
4　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
七　届出年月日
令和八年十月十五日
（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百六十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	須賀川市	令和八年一〇月二〇日	殺処分

（畜産課）

福島県告示第六百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から令和八年十月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

（農村計画課）

福島県告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を平田村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　所在の不分明な者の氏名
荒川洋一
二　通知の内容の要旨
1　保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2　当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千百八十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　所在の不分明な者の氏名

星佳優　五十嵐伊吉　押部重次郎　マット和子　海老名光夫　五ノ井忠次郎　五ノ井忠次郎　星キチノ　星スミ子　星慶次　星賢一　星至　星晴大　星勇志　渡部運　渡部久彌　渡部健志　渡部建志　渡部光夫　渡部幸一　渡部俊治　渡部新吾　渡部静子　渡部太門　渡部冨五郎　渡部友喜　渡部友喜　渡部彌　渡部槐　加藤春夫　加藤政一　角田喜一　角田和一　本名三郎　角田ツヤ子　角田庄二　角田平吉　栗城梅吉　黒川広志　黒田梅喜　雪下繁　長谷川亨　長谷川重夫　長谷川長吉　黒川五郎　黒田勘壹　雪下徳三郎　五ノ井嘉代次　五ノ井輝美　五ノ井源司　五ノ井玄瑞　五ノ井四郎　五ノ井新三郎　五ノ井新六　五ノ井鶴松　五ノ井祐喜　五ノ井傳八　青柳始　青柳源次郎　青柳源太郎　青柳庄一　青柳辰太郎　青柳武雄　青柳網次郎　青柳博　青柳庄一　渡部岩四郎　渡部新蔵　渡部孫四郎　渡部傳蔵　岩渕太門　須佐一広　須佐英子　須佐保房　大竹啓二郎　大竹啓二郎　大竹浩　大竹実　大竹茂　滝沢正昭　目黒孝　青柳博

二　通知の内容の要旨

1　保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2　当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第千百八十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和八年十月三十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

1　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

湯ノ口

2　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する一点から一九点までを順次結んだ線及び一九点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川郡古殿町大字仙石字湯ノ口

一一八番一	一点	北緯三七度〇五分四三秒六〇四七 東経一四〇度三〇分二五秒七七九一
一一九番一	二点	北緯三七度〇五分四三秒八一四四 東経一四〇度三〇分二六秒〇一七三
一二〇番一	三点	北緯三七度〇五分四四秒一一七六 東経一四〇度三〇分二六秒〇九八六
一二一番一	四点	北緯三七度〇五分四五秒〇一七六 東経一四〇度三〇分二七秒一九二〇
一二三番	五点	北緯三七度〇五分四四秒七六二三 東経一四〇度三〇分二七秒六三九八
一二五番	六点	北緯三七度〇五分四五秒一二七二 東経一四〇度三〇分二八秒九〇六五
一二七番二	七点	北緯三七度〇五分四五秒二九〇二 東経一四〇度三〇分二九秒七九七五
一三〇番	八点	北緯三七度〇五分四五秒九六七三 東経一四〇度三〇分三〇秒九二九七
一三二番	九点	北緯三七度〇五分四六秒〇五一八 東経一四〇度三〇分三二秒七二四七
一三六番一	一〇点	北緯三七度〇五分四五秒六〇五九 東経一四〇度三〇分三三秒五四四〇
一三七番一	一一点	北緯三七度〇五分四五秒七〇五五 東経一四〇度三〇分三四秒〇七八一
一四二番一	一二点	北緯三七度〇五分四四秒五六九六 東経一四〇度三〇分三四秒七九五七
一四五番一	一三点	北緯三七度〇五分四四秒四五四六 東経一四〇度三〇分三四秒九八〇三
一四六番一	一四点	北緯三七度〇五分四三秒九〇九四 東経一四〇度三〇分三三秒四四三八
一五一番一	一五点	北緯三七度〇五分四四秒二一二 東経一四〇度三〇分三三秒一八七一
一六四番一	一六点	北緯三七度〇五分四三秒九九七九 東経一四〇度三〇分三一秒四五三三
一六五番一	一七点	北緯三七度〇五分四三秒五一五五 東経一四〇度三〇分三一秒四二二五
一七〇番一	一八点	北緯三七度〇五分四三秒三二八八 東経一四〇度三〇分三〇秒二〇〇四
一二〇番一	一九点	北緯三七度〇五分四三秒二九七五 東経一四〇度三〇分二七秒九三七八

（砂防課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷